

# おるご〜る

No.  
199

男女共同参画

わこうプラン推進委員だより

閩総務人権課 庶務・人権担当 ☎424-9094

## 「同性パートナー制度」 って、何?

わこうプラン推進委員  
大河内 茂美

「お茶の水女子大は、戸籍上は男性でも性自認はトランスジェンダーの学生を2020年度から受け入れることを明らかにした」との記事がY新聞にありました。続いて、翌日の埼玉版には「同性パートナー制度創設へ」の見出しで「さいたま市は、今年度中をメドに、戸籍上は同性のカップルをパートナーと公的に認める制度を創設する方針を明らかにした」との記事が出ていました。二つの記事を見て、「ここまで来たか!」と、感慨深く思っています。

LGBTのコトバがマスコミにしばしば登場するようになりました。これは、同性愛のレズビアンと、ゲイ、両性愛のバイセクシュアル、自分の体の性別に違和感を持つトランスジェンダーの総称で、それぞれの英語の頭文字を採ったもの。コトバ自体を知っていても、LGBT当事者の苦悩や苦労の本当のところをご存知の方は

少ないのではないかと思います。

同性パートナー制度は、2015年に渋谷区や世田谷区で始まり、現在は全国7自治体で実施されており、更に実施を予定している自治体があるとのことでした。

同制度は、平たく言えば、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備えたカップルに対し、「結婚に相当する関係」と認める証明書を発行する制度で、自治体によって実施内容等が異なります。

この制度の効果はと言うと、法律上の夫婦ではないので、税金の配偶者控除などは受けられませんが、例えば住居の賃貸契約、住宅ローン、生命保険契約等で最大限の配慮をするように、関係事業者に求めています。

性的マイノリティの方々が生きやすい社会の構築が望まれますが、その一歩になればと思います。

### 「男女共同参画苦情等処理窓口をご利用ください!」

「市の男女共同参画推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策への苦情」や「セクハラや男女共同参画を阻害する人権侵害の相談」をお受けします。

閩総務人権課 庶務・人権担当 ☎424-9094